

熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）第15条の規定に基づき、コロナ禍の影響の長期化や物価高、人材不足等の経営環境の変化に対応するため、国や県の生産性向上等の事業に取り組み、利益向上による持続的な賃上げを実現しようとする中小・小規模事業者を支援することを目的に、熊本県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第2条第4項第1号に規定する補助金を交付する熊本県商工会連合会（以下「補助事業者」という。）を対象とした中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（以下「補助金」という。）の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第2条 交付要項第2条に規定する補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 交付要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第4条 交付規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のいずれかのとおりとする。

- (1) 補助事業に係る内容の変更（なお、前条の事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業効率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合を除く）
 - (2) 補助事業に要する経費のうち、経費区分毎の配分額の20%を超える変更
- 2 前項の変更事由に当たる変更をしようとするときは、交付要項第5条第2項の規定により変更申請書を提出し、添付すべき事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付要項第9条第1項の規定による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 交付要項第9条第2項第2号により実績報告書に添付すべき書類は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了することが明らかである場合は、当該会計年度の3月28日までに当該会計年度中の実績について前2項に準ずる書類を提出しなければならない。

(不正受給等の対応)

第6条 補助事業者が行う事業の実施にあたり、虚偽の申請等により不正受給等の不測の事態が生じた場合には、県及び補助事業者と協議のうえ、対応するものとする。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）3月27日から施行する。

別表1 経費

区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 管理運営事業	本補助事業の実施に要する人件費、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、借料、委託費、その他知事が必要と認める経費（※）	10/10以内
2 補助金交付事業	<p>以下により、中小・小規模事業者への補助金の交付に要する経費</p> <p>1 交付対象者 次の（１）、（２）及び（３）のいずれも満たす者</p> <p>（１）令和6年5月23日以降に、別表2に示す国及び県の補助金の採択を受け、かつ、交付の確定を受けた事業者</p> <p>（２）令和6年度の最低賃金の改定（改正答申を含む）に伴い、全従業員の賃金を、改定後の最低賃金額（952円）を超える額に引き上げた者及び既に全従業員の賃金が最低賃金を超えている事業者の場合、春闘や最低賃金の改正（改正答申を含む）の結果を参考に、賃金の引き上げを実施した者 なお、「従業員」とは、以下の者を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員 ・個人事業主本人および同居の親族従業員 ・交付申請時点で産休・育休・介護休業・休職中の者 ・最低賃金法第7条により、最低賃金の減額の特例が適用される労働者 <p>（３）パートナーシップ構築宣言を行い、中小企業庁が依頼する団体が運営するポータルサイトへ掲載された者</p> <p>2 補助率及び補助上限額 別表2のとおり</p>	10/10以内

（※）他の国・県等の補助金との重複計上は不可

別表2

補助金名	枠名		県補助率	
		コース名	補助率	補助上限額(円)
小規模事業者持続化補助金	通常枠		7/30	175,000
		インボイス特例		350,000
	特別枠		7/30	700,000
		賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例なし）	3/20	400,000
		インボイス特例	7/30	875,000
		賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例あり）	3/20	500,000
小規模事業者持続化補助金 (第17回～)	一般型 通常枠		7/30	175,000
		インボイス特例	7/30	350,000
		賃金引上げ特例	7/30	700,000
		通常枠、インボイス特例、賃金引上げ特例のうち赤字事業者	3/20	400,000
	一般型 災害支援枠		7/30	700,000
	創業型		7/30	700,000
		インボイス特例	7/30	875,000
ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	省力化（オーダーメイド）枠		2/5	2,000,000
		小規模・再生・補助率引上げ特例	7/30	2,000,000
	製品・サービス高付加価値化枠		2/5	2,000,000
		小規模・再生・補助率引上げ特例	7/30	2,000,000
		新型コロナ回復加速特例	7/30	2,000,000
		成長分野進出類型（DX・GX）	7/30	2,000,000
	グローバル枠		2/5	2,000,000
小規模・補助率引上げ特例		7/30	2,000,000	
IT導入補助金	通常枠		2/5	2,000,000
		地域別最低賃金近傍の事業者	7/30	1,575,000
	インボイス枠		7/30	1,225,000
		50万円以内	3/20	100,000
		50万円以内（小規模事業者）	1/10	62,500
		PC・レジ等	2/5	160,000
電子取引類型	7/30	1,225,000		
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型		2/5	2,000,000
	一般型		2/5	2,000,000
		小規模・再生・最低賃金引上げ特例	7/30	2,000,000
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠（創業支援類型・経営者交代類型・M&A類型）		2/5	2,000,000
	補助率に関する補助対象者の要件該当者		7/30	2,000,000
事業再構築補助金	成長分野進出枠（通常類型）		2/5	2,000,000
		大規模賃上げ	7/30	2,000,000
	成長分野進出枠（GX進出類型）		2/5	2,000,000
		大規模賃上げ	7/30	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（通常類型）		7/30	2,000,000
		従業員51人以上の場合	3/20	2,000,000
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）		3/20	2,000,000	
	債務の借り換えを行っていない場合	7/30	2,000,000	
事業承継・M&A補助金	事業承継促進枠		2/5	2,000,000
	小規模事業者		7/30	2,000,000
中小企業新事業進出補助金			2/5	2,000,000
くまもと型補助金			7/30	700,000
後継ぎ応援事業補助金			7/30	350,000

※国又は県の補助事業における対象経費について、国又は県の補助率と本補助金による補助率を合わせて9/10、補助上限額を200万円とする。ただし、国又は県の補助金等に補助上限額が設定されている場合は、その上限額までの対象経費を基に算出する。